

IV 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援

●最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業に対し、業務改善助成金の活用や「ぎふ働き方改革推進支援センター」専門家によるコンサルティングにより支援。

これまでの実施状況

◆業務改善助成金申請状況
 交付申請436件
 (去年同期121件 昨年比360%増)

◆助成金の周知

事業主団体、労働組合、業種別団体、社労士会、金融機関等を通じた事業主への周知。



最低賃金制度のマスコット
 チェックマン

賃金引き上げと設備投資をお考えの事業主の皆さま! (令和6年9月)

令和6年度「業務改善助成金」

ご確認ください! ☑

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

岐阜県の場合は

- 令和6年9月30日まで 1,000円以下
- 令和6年10月1日から 1,051円以下

□ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
 ※同一事業場の申請は生1回まで

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
【物価高騰等要件】 に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
 パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

手続の流れ

```

    graph TD
        A[申請書・事業実施計画等を  
経営労働局へ提出] --> B[審査]
        B --> C[交付決定]
        C --> D[事業実施  
結果報告]
        D --> E[支給]
        E --> F[事業実施  
設備投資・賃金引き上げ]
    
```

留意事項

申請期限: 令和6年12月27日(必着)
 (事業完了期限: 令和7年1月31日)

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区分	(下限は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

助成率

3/4 (4/5)
 ()内は生産性要件**を満たした場合

申請様式等、詳しくはこちら

岐阜県内での活用事例

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前 手作業でデータ入力を行っていた 導入後 ▶データ処理が格段に速くなった ▶出勤の打刻漏れがなくなった ▶勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった	導入前 ホールスタッフが注文を取っていた 導入後 ▶注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした ▶メニューや料理説明の多言語表示が可能となり、外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった	
【製造業】 新型ミシンの導入	【サービス業】 送給機付き包装機の導入	
導入前 縫い直し作業が発生していた 導入後 ▶旧式ミシンで縫った後に発生していた縫い直し作業がなくなった ▶縫い直し後の検品作業の手間が減った	導入前 仕上がったクリーニング製品を包装機まで運んでいた 導入後 ▶製品移動作業の人員削減、作業能率が上がった ▶省力化により、時間外労働が減った	
【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	【製造業】 自動給付け機の導入	
導入前 チェックアウト時にフロントが込み合っていた 導入後 ▶フロントの混雑が解消した ▶フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった	導入前 陶器の給付けを手作業で行っていた 導入後 ▶1日の製造量が大幅に増えた ▶手作業時に発生していた待ち時間が減り労働時間が短縮した	
【建設業】 フォークリフトの導入	【医療・福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前 資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた 導入後 ▶複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した ▶手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された	導入前 車椅子対応ができる車両が不足していた 導入後 ▶車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した ▶送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった	
【サービス業】 POSレジシステムの導入	【建設業】 顧客管理情報のシステム化	
導入前 清算機能のみを有するレジを使用していた 導入後 ▶セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要がなくなり、清算ミスも減少した ▶顧客のレジ待ち時間が短縮した	導入前 来店リスト、商談リスト、契約リスト、工事情報等を別々に入力していた 導入後 ▶重複入力の手間や入力ミスが削減した ▶入力に係る作業時間が短縮した ▶顧客情報の連携ミスが解消された	
<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター ☎0120-366-440	<申請先> 岐阜労働局雇用環境・均等室 岐阜市金竜町5-13 ☎058-245-1550	<賃金引き上げに向けた無料相談窓口> ぎふ働き方改革推進支援センター 岐阜市神田町6-12 ☎0120-226-311

今後の取組

・助成金の活用に向けた周知、迅速な審査と「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家による支援を継続する。

IV 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金が賃金額のセーフティーネットとして適切に機能するように、県内の経済動向等を踏まえつつ、岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。
- 改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報、地方公共団体の広報誌掲載等により広く県民に周知を行うとともに、問題業種等に対する監督指導を引き続き実施する。

これまでの実施状況

- ◆地域別最低賃金は7/1に改正諮問、4回の専門部会を経て8/5に答申された。
- ◆特定最低賃金3業種は7/29に改正決定の必要性の有無について諮問、8/21に自動車及び航空機については必要性有り、電機については必要性無しとの答申、専門部会での審議を経て自動車は10/11に航空機は10/16に答申された。
- ◆7/9に県及び県内市町村へ広報誌、ホームページへの周知掲載を依頼し、9月末日において県及び24市町村で掲載された。
- ◆9/26に県及び県内市町村、行政機関、各種団体(381か所)に対して周知用ポスター等の掲示を依頼した。
- ◆十六銀行のATMに改定最低賃金額及び業務改善助成金の広告掲載、イオンモール各務原インター店内のデジタルサイネージ及びエレベータ扉への広告掲示を行った。



今後の取組

- ・地域別最低賃金及び特定最低賃金に係る周知用ポスター等を作製し周知広報に取り組む。
- ・第4四半期に最低賃金の履行確保を図るため、監督指導を実施する予定である。

(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

- 雇用環境・均等室と監督署が連携して、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を効果的に実施する。
- 企業の自主的な賃金制度の見直し等の取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

これまでの実施状況

●パート・有期雇用労働法関係

◆報告徴収

報告徴収実施数（うち監督署チェックリスト契機）	200社（149社）
助言実施数	115社
助言件数	250件
うち均衡待遇（法第8条）	25件

法第8条違反の助言例：通勤手当8件、慶弔休暇12件など

◆監督署のチェックリスト回収枚数等

パートタイム・有期雇用労働者 （うち監督署における点検要請）	181枚 （10件）
派遣労働者	94枚



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

今後の取組

- ・事業主に同一労働同一賃金チェックリストへの回答を求めることにより、同一労働同一賃金の意識を涵養し、引き続き監督署と連携してチェックリスト回収とそれに基づく報告徴収を行う。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善

- 非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」各コースの周知や活用勧奨（年収の壁対策を含む。）を図る。
- 「ぎふ働き方改革推進支援センター」において相談対応やコンサルティング等のきめ細かな支援を行う。

これまでの実施状況

- ◆ぎふ働き方改革推進支援センターの専門家によるコンサルティングは238件実施、うち非正規雇用労働者処遇改善のための同一労働・同一賃金を対象としたものは26件実施した。
- ◆ぎふ働き方改革推進支援センターへの各種相談は年間計画700件であるところ、既に428件にのぼる。

今後の取組

- ・引き続き助成金の活用勧奨を図るとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家によるコンサルティングを実施し、非正規雇用労働者の処遇改善を図る。

(5) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

- 雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、スキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の活用促進。

これまでの実施状況

- ◆ 在職中の非正規雇用労働者等も受講しやすい、短時間やeラーニングによる訓練コースを設定し、制度の周知・活用に努めた。
- ◆ ハローワークにおいては、積極的な受講勧奨を行うとともに、適切な受講あっせんに努めた。

再就職・転職・スキルアップを支援

求職者支援制度

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート



令和6年度 (8月末現在)	設定コース数	認定定員数	開講コース数	受講者数
基礎コース	4コース	55人	4コース	43人
実践コース	14コース	238人	13コース	187人
うち短時間	4コース	74人	4コース	64人
うちeラーニング	1コース	20人	1コース	14人

今後の取組

- ・雇用保険を受給できない者やスキルアップを希望する非正規雇用労働者等の就職に向け、技能や知識を習得する必要がある者に対し、求職者支援制度の積極的な周知・広報を行うとともに、ハローワークにおける適切な受講あっせんに努めていく。
- ・非正規雇用労働者等の訓練受講に際し配慮が必要な者が受講しやすいよう、短時間やeラーニングのコース設定を進めていく。

V リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

- 労働者個人の学び・学び直しを支援する教育訓練給付において、電子申請を行うことができることの周知等受講しやすい環境の整備。
- 教育訓練給付の指定講座拡大による訓練機会の確保。

これまでの実施状況

- ◆ ハローワークやキャリア形成／リ・スキリング支援センターにおいて「教育訓練給付」制度及び理由を問わず電子申請が可能であることの周知を行い、活用拡大に努めた。
- ◆ 県内の大学1校、短期大学3校、大学と短期大学併設校2校を訪問し、教育訓練給付制度の周知と講座指定申請について説明を実施。

今後の取組

- ・引き続き電子申請の利用が可能であることの周知を行うとともに、令和6年10月に拡充された専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付の周知を行い、教育訓練給付の更なる活用に努めていく。

(2) 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施

- キャリア形成／リ・スキリング支援センターを設置し、企業及び労働者に対する相談支援の実施。
- 各ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援の実施。

これまでの実施状況

9月末現在	キャリアコンサルティング実施件数	ジョブカード作成者数
キャリア形成／リ・スキリング支援センター	156件	207名
キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー	253件	241名

今後の取組

- ・引き続き「キャリア形成／リ・スキリング支援センター」及び「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」において、企業や労働者に対する相談支援を実施。

(3) 公的職業訓練のデジタル分野の重点化や訓練修了生等への「実践の場」の提供によるデジタル推進人材の育成

- デジタル分野に係る公的職業訓練コースの拡充、ハローワークによるきめ細やかな個別・伴走型支援による再就職支援。
- 「実践の場」を提供するモデル事業受託企業へのデジタル分野訓練情報の提供及び未就職訓練修了者へのモデル事業の周知。

これまでの実施状況

- ◆ 「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せ支給の対象とすることで、デジタル分野の訓練コースの拡充を図った。

令和6年度 (8月末まで)	開講コース	うちデジタル分野コース	
		うちDX推進スキル標準対応コース	うちDX推進スキル標準対応コース
公共職業訓練	21コース 332人	3コース 55人	3コース 55人
求職者支援訓練	17コース 279人	4コース 73人	4コース 73人

注：下段は定員数

- ◆ ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等が訓練開始前から訓練終了3か月後までの間、担当者制により個別・伴走型の再就職支援を実施。
- ◆ ハローワークにおいて、デジタル分野の訓練コースを受講した中高年齢者等のうち、未就職の訓練修了者に対し、「実践の場」モデル事業の周知を実施。

今後の取組

- ・岐阜県及び(独)高齢・障害・求職者支援機構岐阜支部に対し、更なるデジタル分野の訓練コースの設定を要請。
- ・引き続き就職支援ナビゲーター等の担当者制による再就職支援を実施。
- ・「実践の場」モデル事業受託企業からの求めに応じ、デジタル分野の訓練情報の提供を行うとともに、未就職の訓練終了者に対し「実践の場」モデル事業の周知を図っていく。

V リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

(4)労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

- 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)には、長期教育訓練休暇等制度の導入等に対する助成があり、支給要件について「30日以上連続する休暇が必要」であったところ、「1日単位の休暇を10日以上を1回以上連続して取得する」など労働者が利用しやすいよう令和6年4月1日に改正。

これまでの実施状況

- ◆人材開発支援助成金の支給要件緩和について、事業所へ積極的に周知を行い、利用喚起を図った。

人材開発支援助成金 制度創設から令和6年9月までの累計		
人への投資促進コース	①計画届受理状況	111件
	②支給決定状況	26件
事業展開等リスキリングコース	①計画届受理状況	229件
	②支給決定状況	86件

今後の取組

- ・対象助成金について、事業所に対し周知を行う際に、リーフレット等の配布・説明のみではなく、具体的な活用事例の説明を行うなど事業所が興味を持つような提案を行うことで、利用勧奨を促す。

(5)スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

- 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を5%以上上昇させる出向元事業主に対し助成する制度。

これまでの実施状況

- ◆公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、事業所に対しリーフレットの送付及び電話等での周知・利用勧奨を行った。

今後の取組

- ・公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、事業所に対しリーフレットの送付及び電話等での周知・利用勧奨を行うとともに、同行訪問等を行い利用件数の増加を図っていく。

(6) 雇用調整助成金の見直し等への対応

- 雇用調整助成金について、長期休業を行った事業所に対し、支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より助成率が減少すること及び教育訓練費が拡充されたことの周知。
- 電子申請の利用勧奨。

これまでの実施状況

- ◆ 長期休業を検討している事業所に対し、支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より助成率が減少することを説明するとともに教育訓練費が拡充されたことの周知を行い、教育訓練の利用勧奨を実施。
- ◆ 電子申請については、令和5年12月18日より「雇用関係助成金ポータル」での受付を開始しており、周知・利用勧奨を行った。

今後の取組

- ・ハローワーク窓口や事業所等を対象にした説明会など、あらゆる機会において、助成金制度の改正内容及び電子申請の利便性を説明し、より一層の利用を促す。

**雇用関係助成金を
電子申請しませんか？**

雇用関係助成金ポータルはこちら



2 成長分野等への労働移動の円滑化

(1) 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化

- 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)により、成長分野(デジタル・グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れられた方や、就労経験がない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定・実施のうえ、賃金引上げを行った事業主を支援。

これまでの実施状況

- ◆ 就職困難者を対象に成長分野への労働移動や賃上げを促すため、事業主や就職困難者に対し特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)の周知を行いながら、職業紹介を行った。

今後の取組

- ・令和6年10月1日より、対象者の就業経験の確認期間を直近過去5年間と限定し、パート・アルバイトは就労経験に含めないものとする。ことで対象者の範囲拡大を図るとともに、訓練コースについても教育訓練給付の指定講座となっている公的職業資格の取得を目的とした養成課程を追加する改正が行われたため、改正内容の周知を行い、利用者数の増加を図っていく。

(2) 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

- 「job tag(職業情報提供サイト)」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、積極的な周知。
- 「しよくばらぼ(職場情報総合サイト)」の利活用等について周知。
- ハローワークにおけるオンライン職業相談・紹介業務の活用を促進。

これまでの実施状況

- ◆ 「job tag」、「しよくばらぼ」について、窓口での相談やセミナー等で積極的な周知及び労働局ホームページ等を通じた周知を行った。
- ◆ マザーズコーナーや新卒応援ハローワークを中心にオンライン職業相談・紹介業務を実施。

今後の取組

- ・「job tag」、「しよくばらぼ」を学校での進路指導等において活用できること等、更なる利用促進を図る。
- ・令和7年1月から開始する雇用保険のオンライン失業認定に伴い、オンライン職業相談・紹介業務の活用を図っていく。



(3) 民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

- 有料・無料職業紹介事業者に対する指導監督の実施。
- 派遣元・派遣先事業主等に対する指導監督の実施。

これまでの実施状況

- ◆ 有料・無料職業紹介事業者に対し訪問指導を行った。また、令和6年4月改正職業安定法について周知、説明を行った。
- ◆ 派遣元・派遣先事業主等に対し訪問指導、呼出し指導を行った。
- ◆ 令和6年度上半期において派遣先事業主を対象とした集団指導を行った。

今後の取組

- ・引き続き有料、無料職業紹介事業者に対し訪問指導を行う。
- ・有料・無料職業紹介事業者を対象とした集団指導を行い、改正職業安定法について周知を行う。
- ・引き続き派遣元、派遣先事業主等に対し訪問指導、呼出し指導を行うとともに、派遣元事業主を対象とした集団指導を行う。

(4) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

- 東京圏及び大阪圏を中心に、岐阜県内の就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行い、ハローワークにおいても個々のニーズに応じた支援を実施。

これまでの実施状況

- ◆ 岐阜県内に就職を希望する方を対象とする企業説明会の周知。

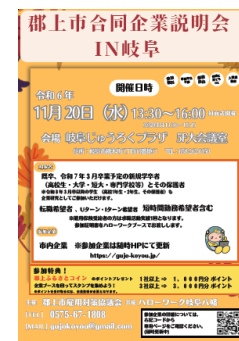
令和6年4月16・17日 飛騨・高山合同企業説明会

令和6年6月23～25日 ぎふ仕事フェア(岐阜地域合同)

令和6年8月10日 中津川・恵那おしごとフェアー2024

令和6年9月7日 みのかもジョブフェア

令和6年9月7日 ハローワーク多治見管内合同企業説明会



今後の取組

- ・ハローワークの全国ネットワークを活用し、職業紹介や生活関連情報の一体的提供を行うとともに、求職者の個々のニーズに応じた支援に取り組む。

(5) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

- 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れ、当該労働者の賃金を5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を実施し、労働移動を推進。

これまでの実施状況

- ◆ 令和6年度の雇用関係助成金の再編による新規助成金となるため、ハローワーク窓口や事業所訪問時、各種会議等あらゆる機会を活用し、早期再就職支援等助成金の周知を行うとともに利用促進を図った。

今後の取組

- ・中途採用枠を拡大し賃金上昇を図ることで早期再就職支援等助成金の助成があることを周知し、リーフレット等を利用しながら説明することで、事業所の理解を深め利用を喚起していく。

3 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

- オンラインを活用した求人受理の促進。
- 求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集。

これまでの実施状況

- ◆ 求人者マイページの活用のメリットを事業所に説明し、令和6年9月では新規求人に占めるオンライン利用率は88.0%と定着。
- ◆ 求人内容に応じた求人充足支援の取組を行った。求職者へ求人情報を提供する「情報提供支援」、求人者向けのセミナー等による「参集型支援」、求人条件の緩和、求人内容の充実の助言を行う「求人充足支援」を実施。
- ◆ 積極的な事業所訪問等による求人票に現れにくい情報の収集。

今後の取組

- ・求人者マイページの機能を積極的に活用し、求人者サービスを図る。
- ・受理後、紹介や充足に至らない求人に対して、魅力を引き出すための求人票記載内容の見直し提案や積極的なマッチング支援などのフォローアップを図っていく。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

- ハローワーク岐阜の専門窓口「人材確保・就職支援コーナー」を中心とし、医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野の雇用吸収力の高い分野のマッチング支援。

これまでの実施状況

- ◆ 人材確保対策推進協議会を開催し、構成員である関係機関と連携を図り、各種セミナー、説明会や出張相談の開催及び人材確保支援。
- ◆ 経験者や有資格者の取り込みや潜在求職者の積極的な掘り起こし。

■ 人材確保対策コーナーにおける支援状況

項目	実績
新規支援対象者数	1, 232人
紹介就職者数	655人

今後の取組

- ・引き続き、人材確保対策推進協議会構成員の関係機関等との連携により、これらの分野の魅力を発信するとともに、積極的なマッチング等による人材確保支援を実施。

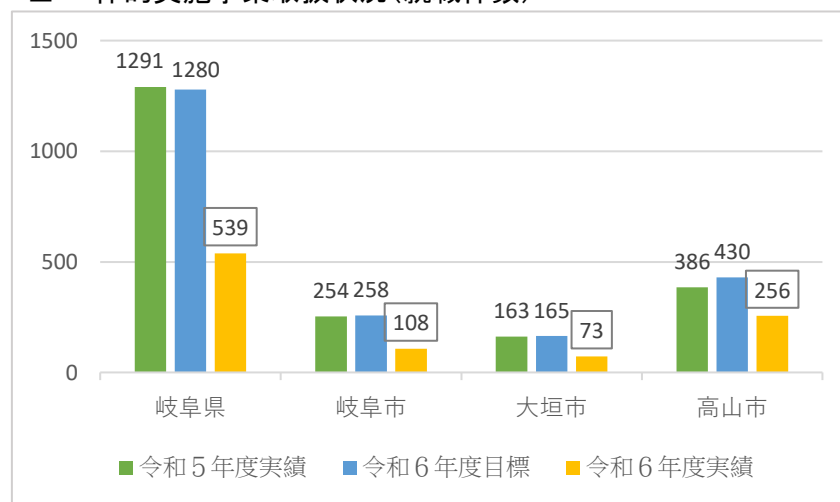
(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

- 「雇用対策協定」の締結により、国と地方が連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施。
- 一体的実施事業により、地方公共団体の行う就労支援と国が行う無料職業紹介をワンストップで実施。

これまでの実施状況

- ◆ 岐阜県のほか5市(岐阜市、大垣市、各務原市、中津川市、飛騨市)と「雇用対策協定」を締結しており、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組み、地域の課題に対応。また、その他の地方公共団体においても、ハローワーク所長による訪問時に、情報提供・収集を行い、緊密に連携。
- ◆ 地方公共団体からの提案をもとに、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務を同一拠点の窓口を設け、一体的実施の取組を推進。現在、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市で実施。
※岐阜市は生活保護受給者等就労自立促進事業の常設窓口として「はたらき支援ルーム」を設置。

■ 一体的実施事業取扱状況(就職件数)



今後の取組

- ・ 「雇用対策協定」を締結する地方公共団体とは、事業計画に基づき施策を実施するとともに、目標達成に向け取り組む。
- ・ 一体的実施事業の目標達成に向けて、引き続き地方公共団体との連携により、更なる利用促進・就職支援に取り組んでいく。

1 フリーランスの就業環境の整備

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行(令和6年11月1日)に向けて、フリーランス・発注事業者双方に周知啓発を行う。
- 法施行後は履行確保のための個別の企業指導を行う。

これまでの実施状況

- ◆事業者団体等への周知啓発（経済団体、建設業協会、トラック協会）
- ◆労働団体への周知啓発
- ◆労災保険特別加入団体への周知依頼
- ◆市町村広報への掲載依頼
- ◆県内7税務署におけるリーフレット配架（フリーランス向け）
- ◆各種講習会における周知（安定所説明会9回、監督署説明会9回）
- ◆岐阜労働局ホームページへの掲載
- ◆個別の企業指導時における周知（コンサルタント、報告徴収等）

今後の取組

- ・令和6年11月1日の法施行後は個別の企業指導（報告徴収）を計画している。

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象

この法律の対象外

- この法律上は、フリーランスは「特定委託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットではわかりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

Chamber Government

Japan Fair Trade Commission

Small Business Administration

Ministry of Health, Labour and Welfare

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

2 仕事と育児・介護の両立支援

(1) 育児・介護休業法等の履行確保と職場環境整備に向けた企業の取組支援等

- 育児・介護休業法の履行確保のための企業指導を行う。
- 次世代育成対策推進法の「くるみん」認定の取得促進を図る。併せて不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業には「くるみんプラス」認定の取得促進を図る。

これまでの実施状況

育児・介護休業法関係

◆ 報告徴収

報告徴収実施数	47 社
助言実施数	39 社
助言件数	108 件
うち雇用環境整備措置	13 件

次世代育成支援対策推進法関係

◆ 一般事業主行動計画届出状況

	届出数 (届出率)
義務企業	771社 (99.5%)
義務企業以外	909社 (-)

◆ 「くるみん」認定状況

	プラチナくるみん	4社
	くるみん (プラス含む)	71社
	くるみんプラス	2社

事業主の皆さまへ 厚生労働省・岐阜労働局

育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

拡充 ①育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額となります。

(主な支給要件)	以下①②の合計額を支給 (最大125万円)
1. 代替業務の見直し・効率化	①業務体別整備経費：5万円 (育休1か月未満の場合は2万円) ②手当支給総額の3/4 (上限10万円/月、12か月まで)
2. 手当制度等を就業規則等に規定	
3. 7日以上育児休業取得	
4. 業務代替者への手当等の支給	

※1 プラチナくるみん認定企業等に適用されます。

就業規則への規定例
 ①条(業務代替手当)
 育児休業、介護休業、病欠休職など長期休業等の休業中の業務を代替する者及び勤務時間短縮する制度を利用する者の業務の全部又は一部を代替する者に対し、その業務内容に応じて1か月当たりの万円を限度に支給する。

新設 ②短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

(主な支給要件)	以下①②の合計額を支給 (最大110万円)
1. 代替業務の見直し・効率化	①業務体別整備経費：2万円 ②手当支給総額の3/4 (上限3万円/月、3か月以内)
2. 手当制度等を就業規則等に規定	
3. 1か月以上の短時間勤務利用	
4. 業務代替者への手当等の支給	

拡充 ③育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣を含む)で確保した場合

代替要員が業務を代替した結果として、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)	代替期間に応じた額を支給(※2)
1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保	最長：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円
2. 7日以上育児休業取得	
3. 代替要員が業務を代替	

※2 プラチナくるみん認定企業等に適用する場合は、7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円と



今後の取組

- ・「くるみん」認定取得に向けた相談や申請が増えており、適切に対応する。
- ・令和7年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法の周知を行う(説明会県内4回実施予定)。
- ・職場環境整備のため、両立支援等助成金の利用勧奨を行う。

(2) 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化

- ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山において、「マザーズコーナー」を設置し、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援拠点等の機関と連携し、アウトリーチ型の支援を実施。
- 仕事と家庭の両立しやすい求人の確保。

これまでの実施状況

- ◆ コーナー設置所管内の6市3町への出張相談によるアウトリーチ支援を実施。 オンラインで定期相談を1市で実施。
- ◆ オンライン化を推進する主要なマザーズコーナーに岐阜所を指定し、ハローワークシステムの基本機能や求職者マイページを活用した情報提供、職業相談及び職業紹介などをオンラインで提供。
- ◆ LINE等のSNS及びホームページを活用し就職支援メニューや各種セミナー、就職面接会の開催情報等を積極的に発信。



今後の取組

- ・アウトリーチ支援の更なる拡充及び、各支援機関との連携を強化し、潜在求職者の掘り起こし。
- ・オンライン相談、オンライン紹介などによる就職支援の強化。
- ・岐阜労働局ホームページのマザーズコーナー欄の充実。
- ・仕事と家庭の両立しやすい求人のさらなる確保のため、少しの配慮で会社で活躍できる求職者が登録していることなどについて事業所への周知を行い、積極的な働きかけを実施。

「マザーズコーナー」では

- 担当職員、予約制によるワンマン相談実施
- オンライン職業相談
- 求人情報の提供
- 研修、見習いサポート（特別支援）
- 就業支援センター情報の提供
- 出張出張指導（応募書類の書き方等）

「キッズコーナー」では

- 母子家庭や仕事復帰が困難なように配慮されたお子さまが遊びやすいスペースです。（ただし、保護者は必ずお立ち寄りください）
- 求人情報提供端末がコーナー内にありますので、お子さまの近くで求人を探せます。
- 特設室もあります

希望の求人を探るとき

- 全ての求人は「求人情報提供端末」で検索し、求人票を印刷することもできます。
- 「仕事と子育ての両立しやすい求人」を特集しています。
- 「仕事と子育ての両立しやすい求人」とは
 - 残業が少なく土日祝日休み
 - 勤務時間等の労働条件が柔軟に設定
 - 通勤や育児が不利な求職者の就業が可能な求人の求人です。

求人へ応募したいとき

- 応募希望の求人票に対してマザーズコーナーから連絡を行う「紹介状」を発行します。
- 求人票との照合では、仕事の内容を正確に知り、労働条件について確認をお願いします。
- 応募のしるしは履歴書、職務経歴書を作成して応募しましょう。

このようなときは、マザーズコーナーへご相談ください。

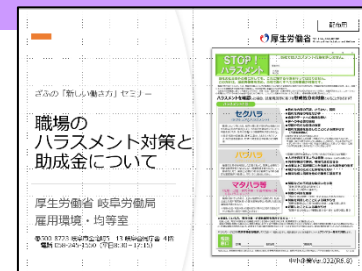
- 希望する求人票でも、応募したい求職者のために情報収集をしたい。
- 応募、面接や書類の提出、面接や面接と両立できる仕事を探したい。
- 子育てしながら働くためには、どんな準備が必要なのか？
- 希望する求人票でも、応募したい求職者のために情報収集をしたい。
- 希望する求人票でも、応募したい求職者のために情報収集をしたい。
- 希望する求人票でも、応募したい求職者のために情報収集をしたい。

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

3 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援

(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

- 職場のハラスメント防止措置義務の履行確保に向けた企業指導（報告徴収や報告の請求）等を実施する。
- 「あかるい職場応援団」の活用促進ほかハラスメント防止のための周知啓発を図る。



これまでの実施状況

ハラスメント関係の相談状況

ハラスメント関係の相談件数	計1,372件
セクハラ等	104件
マタハラ等	50件
パワハラ	748件
いじめ・嫌がらせ	470件

法の履行確保

	男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	労働施策総合推進法 (パワーハラスメント関係)
報告徴収等実施数(社)	セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策主眼の報告徴収は労働施策総合推進法の報告の請求（右欄）と一体的に実施（個別事案を除く。）。		63社
助言実施（社）			38社
助言件数（件）			42件
紛争解決援助（件）	妊娠等不利益 2件	0件	パワハラ防止措置 2件 相談等不利益取扱い 1件
調停件数(件)	セクハラ防止措置 1件	0件	パワハラ防止措置 4件

ハラスメント防止周知啓発

- ◆ 監督署主催のオンラインセミナーでハラスメント対策推進の啓発や「あかるい職場応援団」の周知を行った。

・個別労働紛争解決制度の助言は30件、あっせんは15件（不参加含む）。

ぎふの新しい働き方セミナー	9回	100社
中小企業	4回	39社
運送業	5回	61社

今後の取組

- ・令和6年11月26日に「組織と従業員を守る！カスタマーハラスメント対策セミナー～令和6年度 新はつらつ職場づくり推進事業～」を開催する。
- ・12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に周知啓発を図る。
- ・ハラスメントの紛争解決援助や調停を適切に実施する。

(2) 民間企業における女性活躍促進のための支援

- 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表等について、履行確保を図る（「女性の活躍推進企業データベース」の活用ほか）。
- 性別による差別的取扱いを防止するため、個別の企業指導（報告徴収）等により、男女雇用機会均等法の履行確保を図る。
- 「えるぼし」認定を推進するとともに、「働く女性の心とからだの応援サイト」の周知など、女性活躍推進のための機運醸成を図る。

これまでの実施状況

- ◆ 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表等について、未公表企業を把握した場合は、速やかに助言を行い、法の履行確保を図った。
- ◆ 男女雇用機会均等法の履行確保について、報告徴収の実施により、差別的取扱いの有無について確認し、法の履行確保を図った。
- ◆ 「えるぼし認定」について、交付式の開催等により、広く周知を行った。

女性活躍推進法関係

◆ 報告徴収（均等法・女活法を一体的に実施）

報告徴収実施数	14社
助言実施数	8社
助言件数	10件
助言内訳	行動計画の公表 5件 従業員への周知 3件 情報公表 2件

◆ 「えるぼし」認定状況

	えるぼし 3段階目	18社
	えるぼし 2段階目	6社
	えるぼし 1段階目	1社

◆ 「えるぼし」認定通知書交付式



◆ 一般事業主行動計画届出状況

	届出数（届出率）
義務企業	775社（99.6%）
義務企業以外	117社（ - ）

今後の取組

- ・ 「えるぼし」認定に向けた相談や申請が増加しているため、引き続き丁寧な相談と、正確な審査を実施。
- ・ プラチナえるぼし認定を目指す企業が増えるよう、認定企業に対して取組状況のヒアリングを行い、申請に向けたアドバイスを実施。

4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- 時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施。
- 時間外労働の上限規制が適用開始となった業種等を中心に、労働時間相談・支援班による改正法等の周知、労務管理等の支援の実施。
- トラック運転者の長時間の荷待ち時間を発生させないこと等について、監督署から発着荷主への要請。

これまでの実施状況

◆ 監督指導の実施（令和6年4月～9月）

時間外・休日労働時間数が1月当たり80時間を超えていると
考えられる事業場 179件

◆ 労働時間相談・支援班による周知（令和6年4月～9月）

説明会：22回（うち適用開始業種 建設業 5回 自動車運送業 6回 医療機関 5回）
訪問支援：69件
荷主要請：104件

今後の取組

- ・ 長時間労働の抑制を主眼とした監督指導、労働時間相談・支援班による周知・支援については引き続き実施。
- ・ 過労死等防止啓発月間(11月)において「過労死等防止対策推進シンポジウム」「過重労働解消キャンペーン」の実施。
 - ▶ 集中的な監督の実施 ▶ 過重労働相談受付集中期間（11/1～11/7）
 - ▶ 過労死等防止対策推進シンポジウム（11/8） ▶ 団体等への協力要請
 - ▶ 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換（11/12）



2024年4月から

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！



(2)労働条件の確保・改善対策

- 賃金、労働時間等の一般労働条件の確保に向けた監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分も含めて厳正に対応。
- 技能実習生等の外国人労働者について、関係機関と連携して、労働基準関係法令の周知を図るとともに、法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施。

これまでの実施状況

- ◆ 司法処分（令和6年1月～9月）
18件送検（賃金未払5件 労働時間2件 労働安全衛生法違反11件）
- ◆ 外国人労働者の労働条件確保対策（令和6年4月～9月）
技能実習実施機関に対する監督指導 123件
特定技能外国人受入事業場に対する自主点検 489社に対して実施



今後の取組

- ・引き続き監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分を含め厳正に対応。
- ・外国人労働者等の労働条件確保対策を、関係機関とも連携して引き続き実施。
 - ▶ 技能実習生:実習実施機関に対する監督指導
 - ▶ 特定技能外国人:集団指導(昨年度実施)の不参加事業場等に対する監督指導の実施

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

●岐阜労働局 第14次労働災害防止推進計画について

計画期間: 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度までの5か年

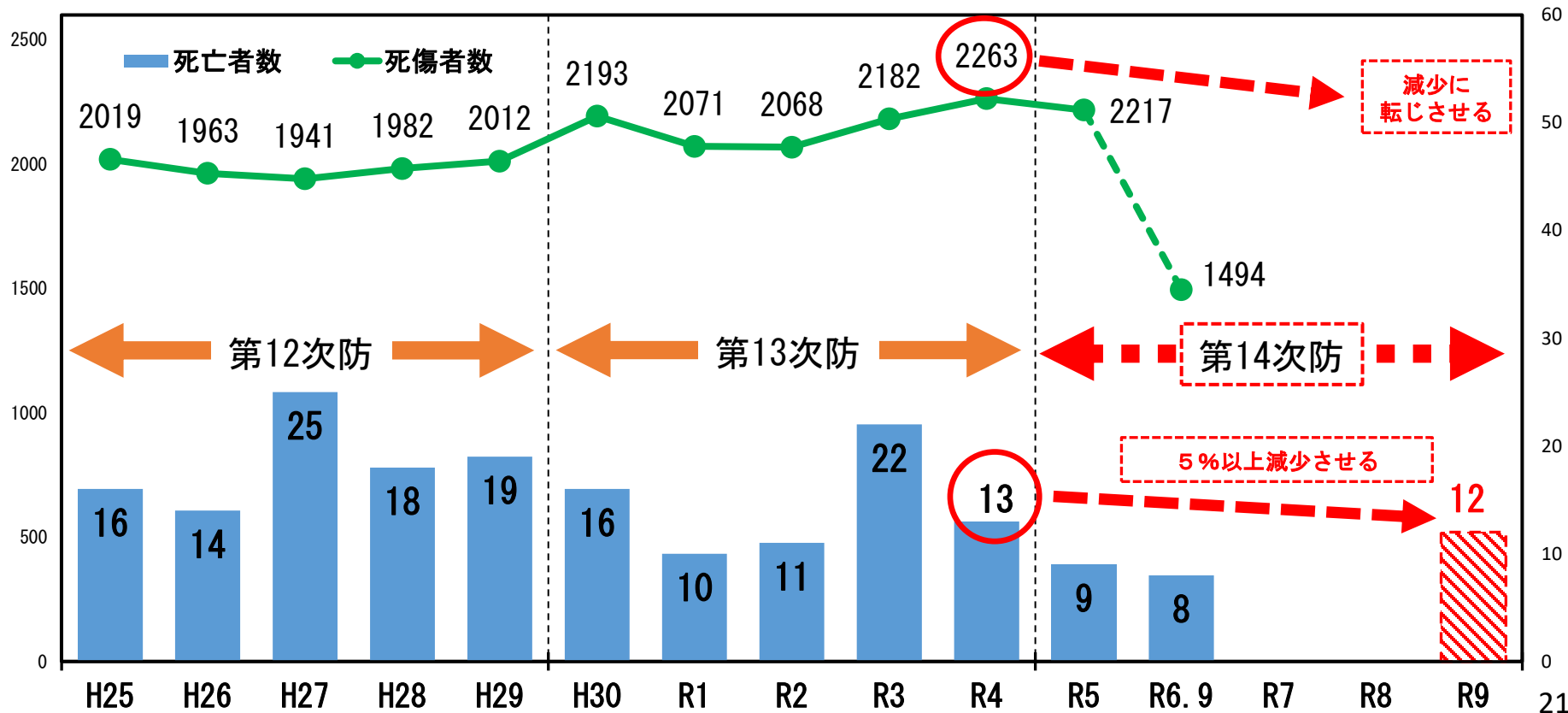
計画の目標: 「**死亡災害**について、2022年と比較して**2027年までに5%以上減少させる。**」

2022(令和4年) 死亡災害 13人 → 2027(令和9年) **12人以下**へ

「**死傷災害**について、2022年と比較して**2027年までに減少に転じさせる。**」

2022(令和4年) 死傷災害 2,263人 → 2027(令和9年) **2,263人以下**へ

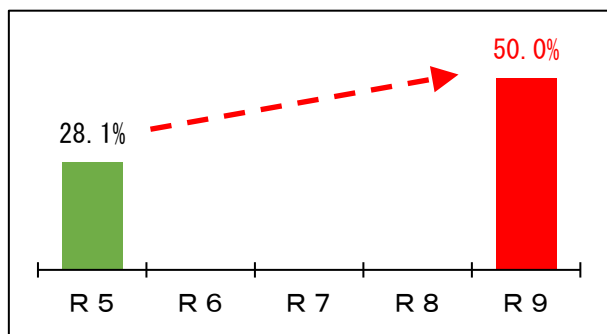
＜ 14次防 労働災害発生状況 コロナ感染症によるものを除く。 ＞ (R6はR6.9月末現在の速報値による。)



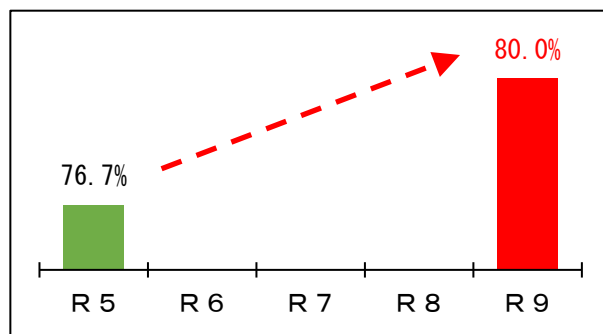
VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

〈 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 〉

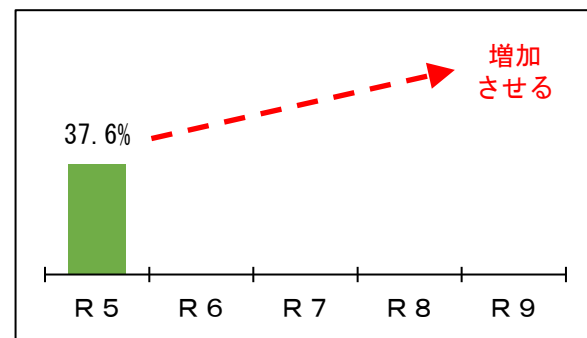
① 転倒災害対策に取り組む事業場の割合



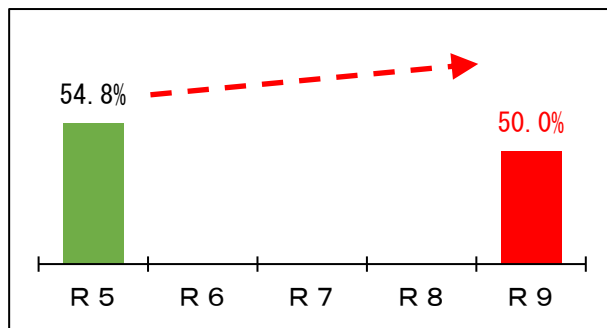
② 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率



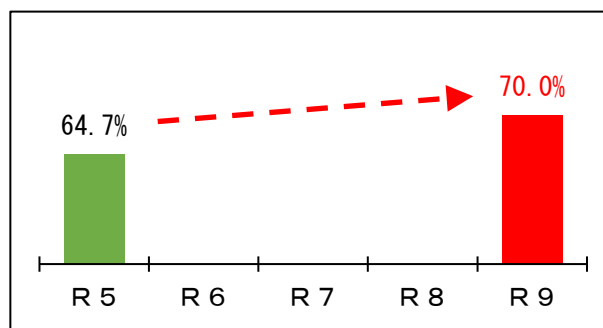
③ 介護・看護作業におけるノーリフトケア導入事業場の割合



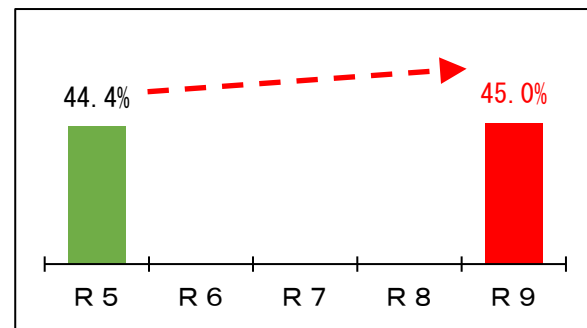
④ エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組事業場の割合



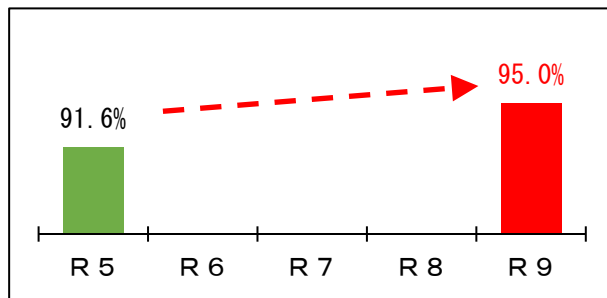
⑤ 母国語を用いた災害防止の教育を行っている事業場の割合



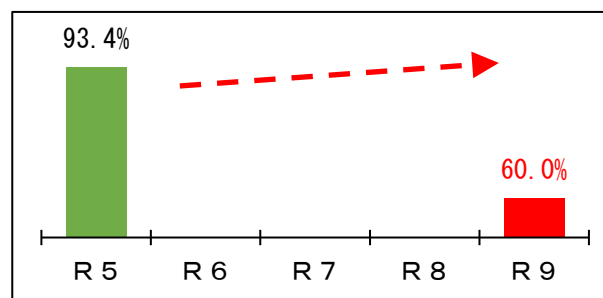
⑥ 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合



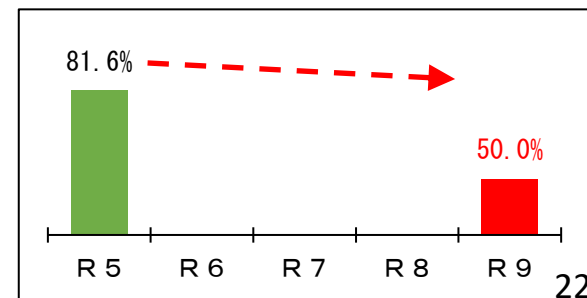
⑦ 墜落・転落災害の防止に関するRAに取り組む建設業の事業場の割合



⑧ 機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合



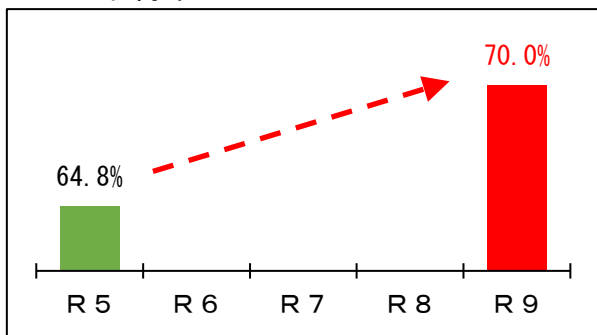
⑨ 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合



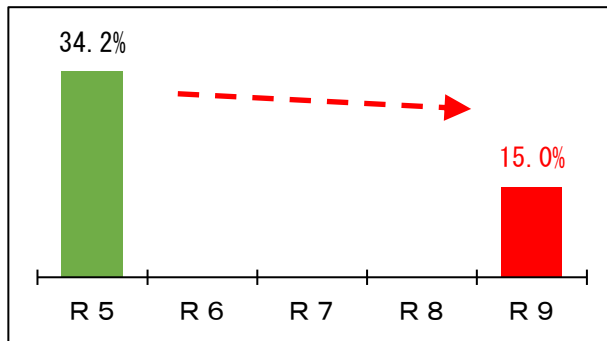
VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

〈 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 〉

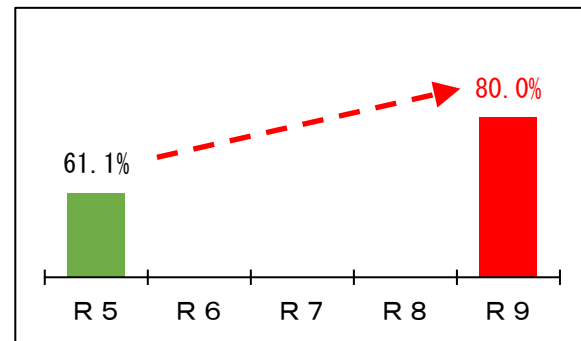
⑩事業場における年次有給休暇の取得率



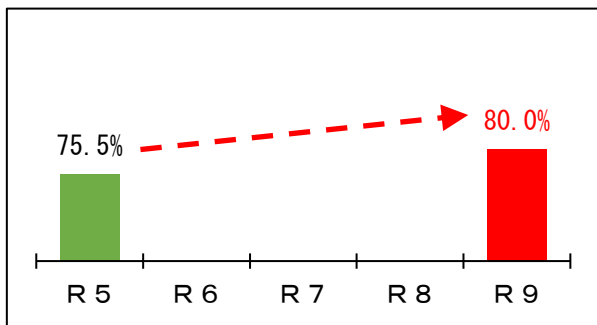
⑪勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合



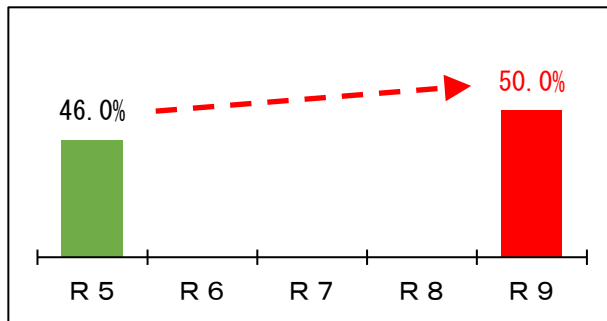
⑫メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合



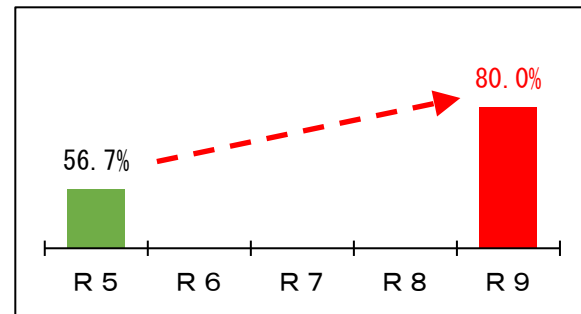
⑬必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合



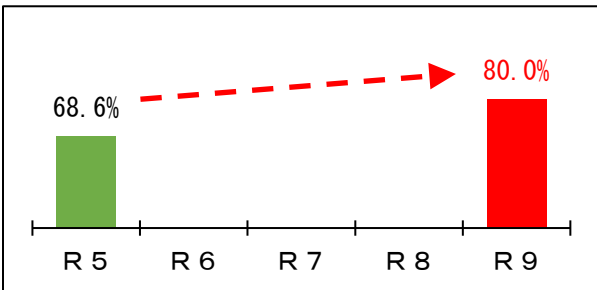
⑭50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合



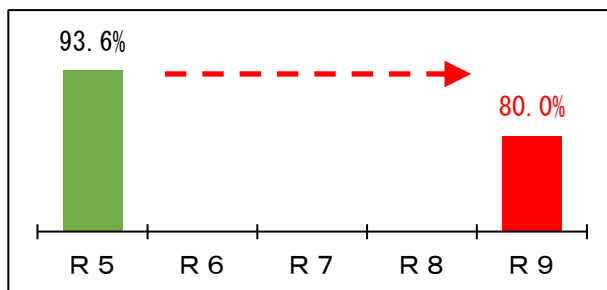
⑮RAの実施義務対象となっていない化学物質について、RAを行っている事業場の割合



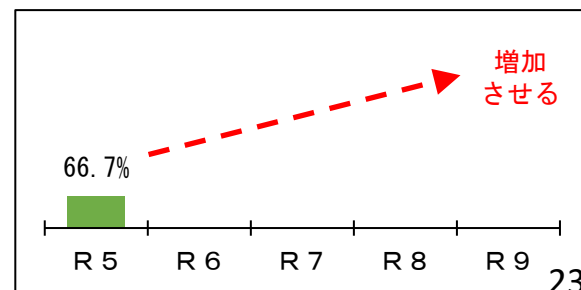
⑯RA結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合



⑰SDS交付の義務対象となっていない化学物質について、SDSの交付等を行っている事業場の割合



⑱熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

これまでの実施状況

◆労働災害防止対策

- ・ 署における個別指導等において、事業場の労働災害防止対策、安全衛生管理体制の活動状況、雇入時・非常作業時等の安全衛生教育の実施状況について確認し、必要な指導を行った。
- ・ 労働者の作業行動による転倒等の災害防止、高齢者の災害防止について、各地域・業種における災害発生状況などを考慮し、災害防止のための講習会・セミナー等を開催した。

◆労働者の健康確保

- ・ メンタルヘルス対策のため、ストレスチェック制度の実施と小規模事業場への対策の周知と取組に対する支援を行った。
- ・ 定期健康診断や各特殊健康診断の実施状況について、署において実施状況を確認し、必要であれば指導等を行っている。
- ・ 岐阜産業保健総合支援センター、各地域産業保健センターとも連携し、メンタルヘルス対策や長時間労働者の面接指導などの支援業務の利用などを必要な事業場に勧奨している。

◆化学物質等による健康障害防止対策

- ・ 労働安全衛生法改正による新たな化学物質規制の円滑な実施のため、改正法に関するリーフレットの配布、講習会の開催などにより、事業場での法改正へ対応と必要な取組の推進に努めている。また、法改正により必要となる講習・教育などについて、事業場に資格者の計画的な増員などを勧奨している。

今後の取組

- ・ 労働災害発生状況などを把握し、14次防の目標値の進捗管理を行い、引き続き労働災害防止対策の徹底、各種講習会の開催、関係法令の周知・指導や、署による個別指導等を計画・実施し、労働災害の減少と14次防の目標の達成に努めていく。

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に考慮した
エイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

ガイドラインの概要

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 健康や体力の状況の把握
- 4 健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

国による支援 エイジフレンドリー 補助金の活用



(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

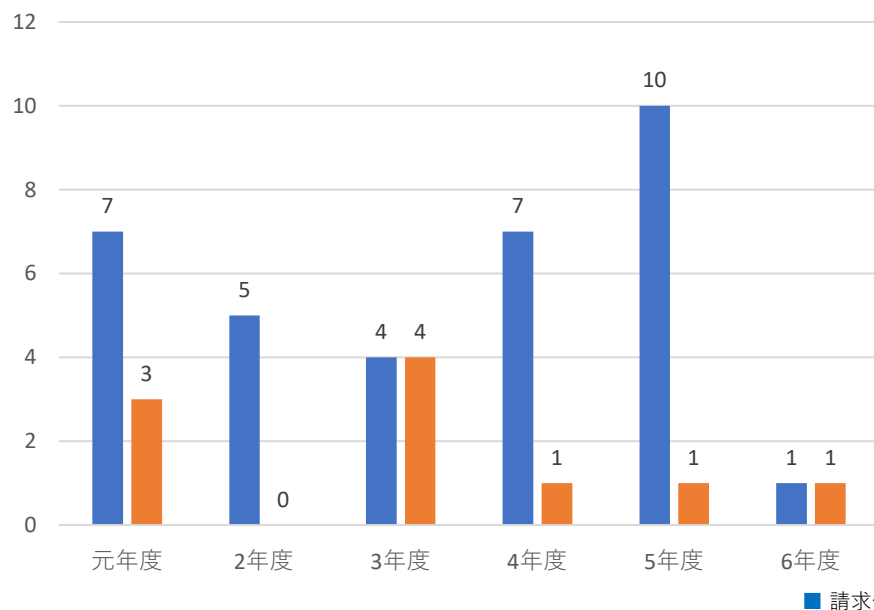
● 労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

これまでの実施状況

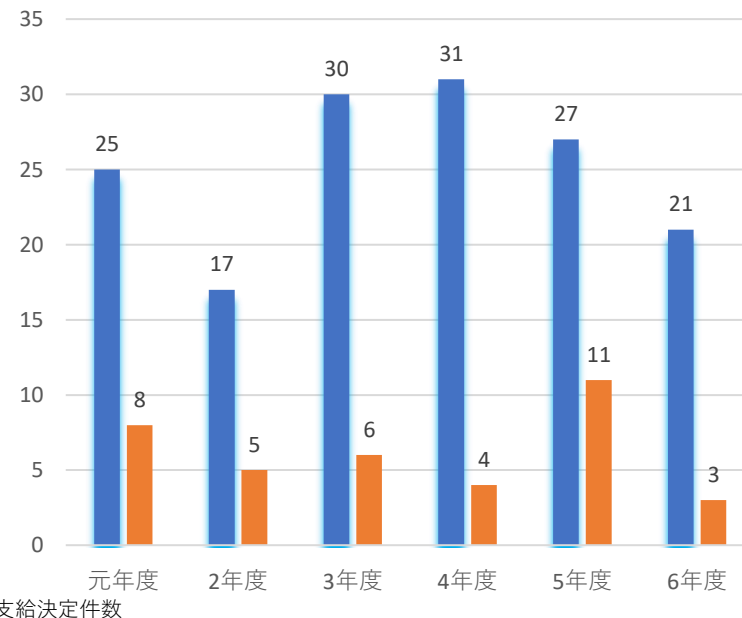
◆ 過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害事案）の請求件数は依然として高水準で推移している。

◆ 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準に基づいた迅速かつ適正な認定を実施している。

(単位：件) 脳・心臓疾患の労災補償状況



(単位：件) 精神障害の労災補償状況



今後の取組

・ 労災保険給付の請求について、引き続き関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を行う。

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

5 多様な働き方、働き方・休み方改善

(1) 「新はつらつ職場づくり宣言」事業の推進

これまでの実施状況

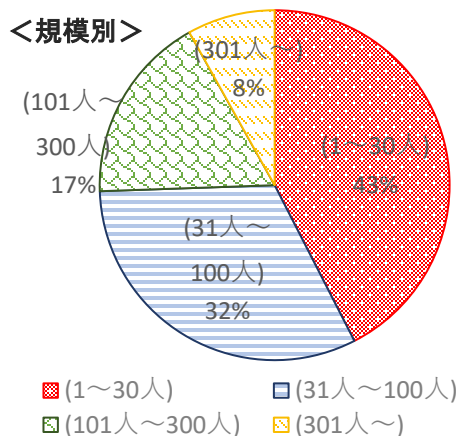
新はつらつ職場づくり宣言登録状況

申請事業所数	1,135
登録事業所	1,131

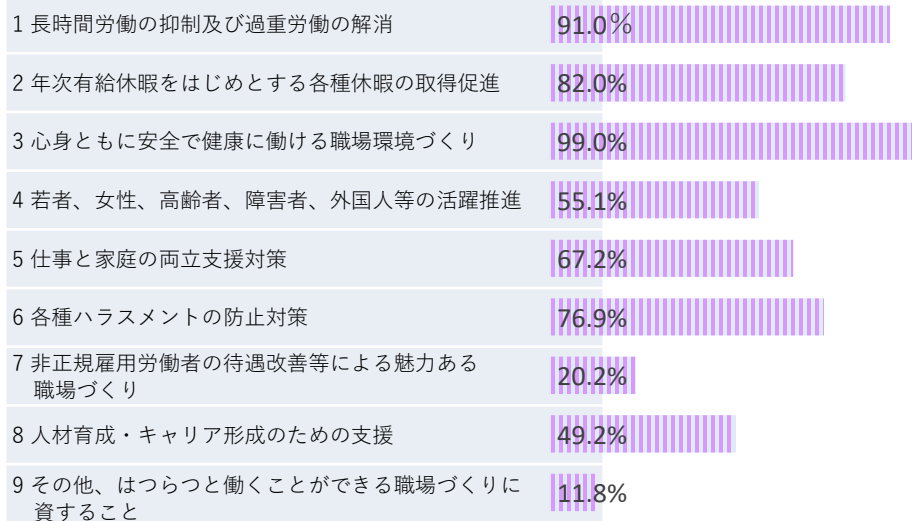
<地域別>

<監督署別>	
岐阜	464
大垣	169
高山	88
多治見	93
関	124
恵那	104
岐阜八幡	93
計	1,135

<規模別>



<宣言内容>



今後の取組

・新はつらつ職場づくり「取組好事例集」を広く周知し、県内企業の働き方改革への取組を推進。



(2) 多様な働き方、働き方・休み方改善

- 「多様な正社員」制度(短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度)について周知を行う。
- 子育てや介護と仕事の両立支援に資する「テレワーク」の導入・定着促進のため、ガイドラインや助成金の周知等を行う。
- 企業の働き方・休み方の改善を図るため「働き方・休み方改善コンサルタント」による個別コンサルタントを行い、年次有給休暇取得促進や勤務間インターバル制度の導入、助成金の案内など、当該企業に資する個別の提案を行う。
- 中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃金引上げに向けた環境整備等の機運醸成を図るため、労働施策総合推進法に基づく「ぎふ働き方改革推進協議会」(政労使の代表者等が参画)を開催する。

これまでの実施状況

- ◆ 「多様な正社員」制度の周知については、パートタイム・有期雇用労働法に基づく個別の企業指導(報告徴収200件実施済)において、同法第13条の正社員転換措置の履行確保状況の確認の際に行った。
- ◆ 「テレワーク」ガイドラインや関連助成金については、適宜案内を行った。
- ◆ 個別コンサルタントは、43件実施し「働き方・休み方改善プラン」を提案した。

今後の取組

- ・引き続きパート・有期雇用労働法の報告徴収や働き方・休み方改善コンサルタントによる個別コンサルタントにより、多様な働き方、休み方改善の推進を図る。
- ・地方版政労使会議(「ぎふ働き方改革推進協議会」等)を年度内に開催予定。



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

6 多様な人材の就労・社会参加の促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

- 65歳を超える定年年齢への引上げ、継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援(高年齢労働者処遇改善促進助成金)の実施。
- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している70歳雇用推進プランナー等の支援事業と連携した相談・助言等の実施。

これまでの実施状況

- ◆ 求人提出時や高年齢者雇用状況等報告書提出時などハローワークと事業主が接する機会を通じ環境整備や助成金に係る、周知・意識啓発・機運醸成を図った。
- ◆ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構における70歳雇用推進プランナーとの連携において、プランナーが各企業へ訪問することにより専門的な相談・援助業務を実施。



今後の取組

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、各ハローワークが事業主と接する機会を通じ周知・意識啓発・機運醸成に取り組むとともに、70歳雇用推進プランナーとの連携において、各企業の実情に応じた人事管理制度や処遇体系の見直しなど、具体的な実践的な助言や提案などに取り組む。

② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

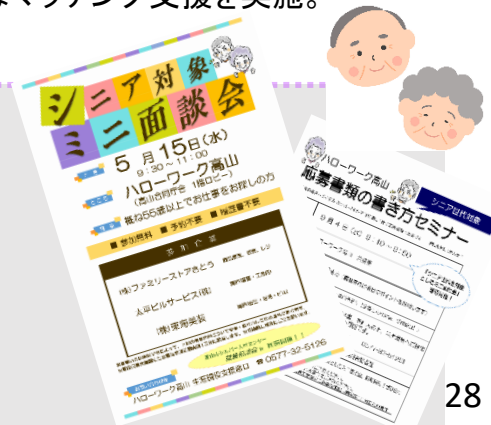
- 65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山、関に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を実施。

これまでの実施状況

- ◆ 高齢者一人ひとりの要望に沿った多様な就業機会提供のため、ハローワークの支援チームによる「生涯設計就労プラン」の作成や応募書類の書き方、面接に対する姿勢など各種セミナーの開催や企業説明会・見学会などを実施。

今後の取組

・高齢者一人ひとりの要望に沿った多様な就業機会提供のため、ハローワークの支援チームによる「生涯設計就労プラン」の作成や応募書類の書き方、面接に対する姿勢など、各種セミナーの開催や企業説明会・見学会などに取り組む。



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

③精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を実施。
- 公共職業訓練の活用による障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、県等と連携のうえ周知や受講勧奨を実施。

これまでの実施状況

- ◆ ハローワークに配置されている、専門の担当官、精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター、難病患者就職サポーターにおいては、障害特性に応じた個別支援により、就職準備段階から就職後の定着までの支援を行った。
- ◆ 精神・発達障害の特性を働く職場の同僚にも理解いただき、精神・発達障害者の良き理解者(サポーター)となつていただく為の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」も定期的に開催し、企業の受入体制、定着についての支援を行った。
- ◆ 教育現場の先生方等を対象に専門医による「発達障害者支援セミナー」を開催した。

今後の取組

- ・近年増加傾向にある精神・発達の障害者に対し、専門の担当官による障害特性に応じた個別支援を行っていく。
- ・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を今後も定期的に開催し、企業の理解者(サポーター)を養成することで、企業の理解促進・受入体制の整備・定着支援を行う。

④公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

- 法定雇用率の引上げが令和6年4月から2.8%、令和8年7月から3.0%と段階的に行われる中、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう啓発、助言を実施。
- 雇用される障害者の定着支援を推進するため、障害特性に応じた個別支援、理解促進に向けた研修を実施。

これまでの実施状況

- ◆ 雇用率達成に向けた障害者の雇用促進の啓発・助言を行った。
- ◆ 公務部門において、障害者就職促進を図るため、10月4日に公的機関ミニ面接会を開催。今後開催予定の県内各地域の就職面接会においても広く周知を行い公務部門からも参加予定。
- ◆ 公的機関向け「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」により、障害に対する理解の促進を深め、定着支援を行った。

公的機関等
障がい者
ミニ面接会

令和6年
10月4日(金)
12時30分~16時30分

大垣市情報工房
5Fスィングホール
大垣市小野4-35-10

参加施設
養老町役場、藤之木町役場、稲佐川町役場
岐阜県教育委員会(大垣特別支援学校)
北方町役場、大垣市役所、吹上町役場

※申込み開始日は9月13日からです
事前予約制となります。
面接時間の枠が埋まり次第、申し込み締切となります。

今後の取組

- ・公務部門においては、民間企業に対して率先垂範して、雇用率達成について遂行すべき立場であり、雇用率未達成機関については、速やかに雇用率達成に向け計画的な採用がなされるよう啓発・助言を行うと共に、ミニ面接会、就職面接会を活用し、障害者の雇用促進を図る。
- ・公的機関向け「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」により、障害特性の理解促進を深め、定着支援を行う。

(3) 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

- 定住外国人等が多く在住する地域のハローワーク岐阜、大垣、多治見、関、美濃加茂に設置する外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談や個々の求職者に応じた求人開拓を実施。
- 外国人就労・定着支援事業の実施。
- ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーによる事業所訪問を実施し、雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を実施。
- 企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進のため、外国人雇用管理セミナーの実施。
- 外国人労働者の職場定着のための雇用管理改善に取り組む事業主に対し、人材確保等支援助成金の活用を周知。

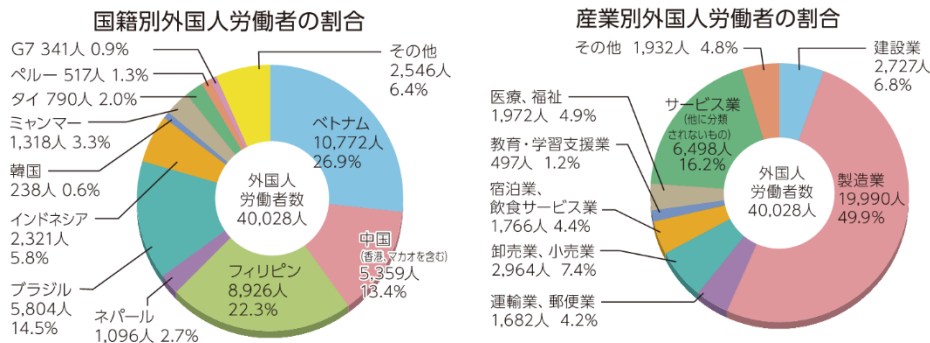
これまでの実施状況

- ◆ 外国人雇用サービスコーナーにおいて就職支援を実施した新規求職者918名、紹介就職件数201件、就職率21.9%(R6.8月末現在)。
- ◆ 安定的な就労及び職場定着の促進を図ることを目的とした日本語研修を日本国際協力センターを通じ実施。受講者70名(R6.8月末現在)。
- ◆ 外国人雇用対策担当官による外国人雇用管理セミナーの実施。7回、399名受講(R6.9月末現在)。
- ◆ ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーが外国人を雇用する事業所を訪問し雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施の上「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発を実施。事業所訪問件数173件(R6.9月末現在)。

今後の取組

- ・外国人雇用サービスコーナーにおいて、定住外国人に対する再就職支援に取り組む。
- ・ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーにより、外国人を雇用する事業所を訪問し、雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施のうえ「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発の実施に取り組む。
- ・名古屋出入国在留管理局、市町村、年金事務所、岐阜県警など関係機関が連携し行われる「外国人のための合同相談会」に協力し、複数の分野にまたがる外国人からの相談に対応する予定。(R6.11.30美濃加茂市)

■外国人労働者の雇用状況<令和5年10月末現在>



2024年度 厚生労働省委託事業
Programme financé par le Ministère japonais du Travail
Laboral et d'Emploi

無料・Free・Gratuito・免費

外国人労働者等向け
しごとのための
日本語
Japanese Language
for Work

外国人就労・定着支援研修
Training Course for Promoting Stable Employment of Foreign Residents
Curso de Capacitación para Promover o Emprego Estável para Residentes Estrangeiros
Curso de Capacitación para Promover el Empleo Estable para Residentes Extranjeros
外国人就労定着支援研修

一般財団法人 日本国際協力センター
Japan International Cooperation Center
https://www.jicc.or.jp/tabunkaku/



(4) 雇用保険制度の適正な運営

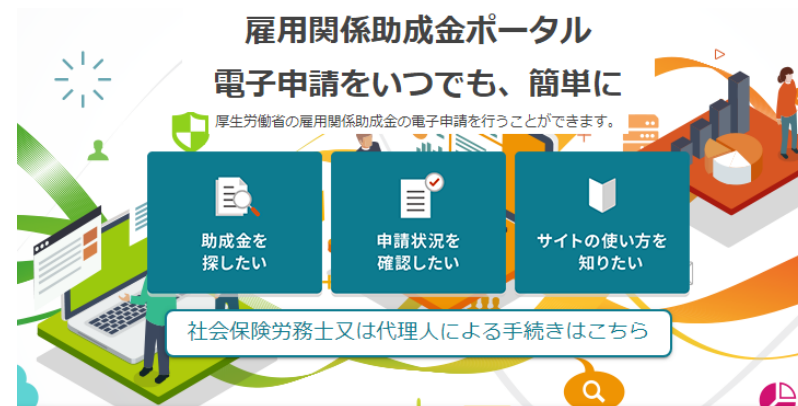
- 雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務について、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行っていく。
- 雇用関係助成金では、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立、従業員の能力向上など、それぞれの制度目的が果たされるよう積極的な周知を図るとともに、不正受給防止のため、事業所訪問による実地調査を行い、適正支給に努めていく。

これまでの実施状況

- ◆ 失業認定日における職業相談時間の確保や就職支援セミナー及び企業説明会の開催により、保険受給者の早期再就職支援に努めた。
- ◆ 雇用保険説明会や受給資格決定時に丁寧な制度説明を行うことにより、不正受給及び過誤払の防止を図った。
- ◆ 雇用関係助成金の積極的な周知を図るため、岐阜労働局のホームページや一斉メール配信サービス等を利用し、周知を実施。
- ◆ 電子申請対応助成金のコースが出揃ったことから、各ハローワーク窓口や各種会議等において、積極的利用を促して電子申請の周知を行った。

今後の取組

- ・ 雇用保険受給者への丁寧な説明等により、適正給付に努める。
- ・ 令和7年度からの雇用保険制度の改正について適正な運用に努めるとともに、事業主等への周知を行っていく。
- ・ 「雇用関係助成金ポータル」や「e-gov電子申請」を利用した雇用関係助成金申請について、いつでも申請ができ、移動時間や待ち時間もないといった利便性をアピールすることにより、引き続き利用勧奨に務め、利用率の向上を図っていく。



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

(1) 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

- ハローワーク岐阜の専門窓口である「キャリアアップコーナー」において専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき職業相談、職業紹介、職場定着までの計画的な支援を実施。

これまでの実施状況

- ◆ 各種支援施策の紹介及び職業相談・職業紹介、就職氷河期世代限定求人等の求人情報の提供を実施。
- ◆ 各種セミナー、面接会の開催。
- ◆ 就職後の切れ目のない職場定着支援。

■ キャリアアップコーナーでの支援状況

項目	実績
新規支援対象者数	4 1 2 人
正社員紹介就職者数	1 3 5 人

今後の取組

- ・求職者ニーズに合った就職氷河期世代限定、歓迎求人の開拓。
- ・関係団体との連携を図り、専門窓口の周知及び誘導。
- ・電話等により、就職後の早期に定着支援を実施。

(2) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

- 就職氷河期世代を含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の労働関係部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を実施。

これまでの実施状況

◆ 相談支援事業

- ・新規登録者数 77人
- ・各種セミナーの実施 261回 592人
- ・職場体験等の実施 のべ 34社 54人
- ・就職者数 59人

今後の取組

- ・地域若者サポートステーションにおいて、就労・生活相談、その他各種セミナーや職場体験等を実施し、職業的自立に向けた継続的な支援に取り組む。

(3) 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

- 新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するとともに、就職活動に際して多種多様な困難を抱える者に対して、関係機関と連携した支援を実施。
- 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」の積極的な周知。

これまでの実施状況

- ◆ 就職支援ナビゲータの担当者制による支援により正社員就職した件数は762件。
- ◆ ユースエール認定制度
今年度新規認定件数は5件
認定事業所総件数は33件



岐阜新卒応援ハローワーク



ユースエール認定書交付式

今後の取組

- ・就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を行うとともに、関係機関と連携した支援に取り組む。
- ・ユースエール認定制度の積極的な周知を図っていく。

(4) 正社員就職を希望する若者への就職支援

- 35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者を対象に、わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制による職業相談及び職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援などきめ細かな個別支援を実施。

これまでの実施状況

- ◆ 就職支援ナビゲーターの担当者制による支援により就職した者のうち、正社員として就職した者の割合は78.9%。
- ◆ わかもの支援コーナーやハローワークにおいて履歴書及び職務経歴書の作成や面接ロールプレイ等の各種セミナーを実施。



今後の取組

- 就職支援ナビゲータの担当者制による個別支援等を実施するとともに、履歴書及び職務経歴書の作成や面接ロールプレイ等を実施し正社員就職に向けた支援に取り組む。

○ハローワークマッチング機能の総合評価(令和5年度の結果)

項目／ハローワーク名		岐阜	大垣	多治見	高山	恵那	関	美濃加茂	中津川	
主要指標	就職件数(一般)	令和5年度実績	6,647	4,112	3,345	2,071	820	1,868	1,335	1,149
		過去3年度平均	6,818	3,870	3,349	2,130	732	1,846	1,364	1,091
	充足件数(一般、受理地ベース)	令和5年度実績	7,757	3,719	3,752	1,990	661	1,789	1,049	1,132
		過去3年度平均	7,886	3,531	3,372	2,040	626	1,799	1,137	1,049
	雇用保険受給者の早期再就職件数	令和5年度実績	2,496	1,299	1,328	486	173	546	533	249
		過去3年度平均	2,309	1,389	1,267	471	155	471	474	244
補助指標	満足度(求人数)	令和5年度実績	82.4%	84.7%	73.6%	73.8%	82.0%	73.7%	77.0%	85.7%
		令和4年度実績	81.8%	78.1%	86.3%	82.0%	82.1%	85.7%	83.6%	79.7%
	満足度(求職者)	令和5年度実績	97.2%	90.8%	95.7%	97.3%	93.0%	96.4%	93.4%	94.6%
		令和4年度実績	96.3%	92.9%	94.1%	94.2%	90.6%	97.7%	93.7%	93.1%
所重点指標	①生活保護受給者等の就職率	令和5年度実績				88.9%		65.0%		
		過去3年度平均				73.1%		66.6%		
	②障害者の就職件数	令和5年度実績	863	376	276			182	120	104
		過去3年度平均	777	331	255			152	131	76
	③就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者(既卒者含む)の正社員就職件数	令和5年度実績		370	276					
		過去3年度平均		301	299					
	④ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳~55歳)の不安定就労者・無業者の件数	令和5年度実績	714	347	152	88	63	96	97	50
		過去3年度平均	523	231	164	63	47	118	103	26
	⑤わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合	令和5年度実績	67.8%							
	⑥公的職業訓練終了3か月後の就職件数	令和5年度実績					21			
		過去3年度平均					21			
	⑦マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	令和5年度実績	97.6%	106.5%		105.6%				
		過去3年度平均	97.0%	96.5%		99.6%				
	⑧人材不足分野の就職件数	令和5年度実績	1,639							
		過去3年度平均	1,564							
	⑨生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	令和5年度実績	526		169					
		過去3年度平均	448		157					
総合評価		良好な成果	良好な成果	標準的な成果	良好な成果	非常に良好な成果	標準的な成果	標準的な成果	良好な成果	

※ハローワークマッチング機能の総合評価は、全国の全てのハローワークで共通する「主要指標」「補助指標」と、ハローワークごとに重点的に取り組む業務「所重点指標」を、労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークをグループに分け、その中で比較を評価を行っている。
 各ハローワークは、過去の実績との比較により振り返りを行い、所長が取組結果について分析を行う。

※各項目の下段は、過去の3年度平均の数値である。(前年度実施していない項目を除く)

VII 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策

- 労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)の受託事業者と連携して行う。
- 令和6年度中に加入勧奨件数2,096件、成立件数435件を目標として推進。

これまでの実施状況

未手続事業一掃対策の推進状況(9月末比)

	未手続事業場 名簿件数	勧奨件数	成立件数
5年度	1,315件	402件	188件
6年度	1,283件	328件	145件
差	△32件	△74件	△43件
5年度末	1,704件	1,694件	500件

今後の取組

- ・未手続事業場の把握と加入勧奨、職権成立等の対応を行う。
- ・11月は未手続事業一掃強化期間であり、周知用ポスターの掲載、事務組合、関係団体、市町村あてに周知を依頼する。

3 電子申請の利用促進

- 事業主が行う労働保険の各種手続きでの利用を勧奨。HPの掲載や関係団体に対する協力要請など、あらゆる機会を通じて周知を図る。

これまでの実施状況

- ◆5月の利用促進月間にHPで周知、監督署及びHWIにリーフレットを設置。
- ◆労働保険年度更新センター内に電子申請体験コーナーを設置。
- ◆HWが実施する事業場担当者向け学卒関係求人説明会で電子申請体験・相談コーナーを設置して利用勧奨。
- ◆年度更新申告書の電子申請利用率は昨年度の20.64%から24.61%へと上昇。

今後の取組

- ・監督署及びHWIにおいて来客者に対して周知。事業場を対象とした各種説明会など周知機会を最大限利用し、さらなる電子申請の利用促進を進める。
- ・労働局及び関係団体等の広報紙による周知。
- ・徴収室内に電子申請体験コーナーを設置。



2 労働保険料等の適正徴収

- 収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施。
- 法定納付期限内の確実な納付や納付事務の負担軽減につながる口座振替制度のより一層の周知を図り利用促進に取り組む。

これまでの実施状況

労働保険料徴収決定及び収納状況(9月末比)

	徴収決定額	収納済額	収納率
5年度	507.1億円	218.1億円	43.00%
6年度	512.6億円	220.2億円	42.95%
差	5.5億円	2.1億円	△0.05P
5年度末(岐阜)	513億円	508.8億円	99.18%
5年度末(全国)	40,999億円	40,624.2億円	99.08%
6年度末目標収納率 = 6年度全国平均収納率以上			

滞納整理強制措置の推進状況(9月末比)

	財産調査	差押え (実数)	交付要求
5年度	148件	46件	10件
6年度	170件	29件	20件
差	22件	△17件	10件
5年度末	253件	126件	26件

今後の取組

- ・収納率が全国平均を上回るよう、効率的な督促業務、財産調査、差押えを実施する等、計画的に収納率の向上に取り組む。
- ・弁護士法人等による納付督促業務の外部委託を活用した督促業務を行う。

令和6年度第1回 岐阜地方労働審議会 岐阜労働局行政運営方針の推進状況

令和6年9月末現在

令和6年11月20日（水）10時30分～
岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

目次

IV 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等	1 P
V リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進	5 P
VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり ハローワークマッチング機能の総合評価	14 P
VII 労働保険適用徴収業務の適正な運営	36 P

岐阜県で適用する最低工賃一覧

男子既製洋服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品目	工程	金額
縫製	背広上衣	身返し	1枚分につき 145円
		そで作り	1枚分につき 145円
		ポケット作り（雨ふた付き切りポケットのものに限る。）	1枚分につき 200円
	ズボン	縫いっぱなし	1本につき 340円
ポケット作り（4個の中袋について行うものに限る。）		1枚分につき 44円	
ま と め	背広上衣	そでまつり	1枚につき 95円
		そで口まつり	1枚につき 40円
		身返し星入れ	1枚につき 36円
		ベントまつり	1枚につき 13円
		すそまつり	1枚につき 17円
		ボタン付け及びせっぱ	1枚につき 41円
		すそ裏まつり	1枚につき 41円
		背鎖止め	1枚につき 10円
	ズボン	腰裏かんぬき止め（12個のものに限る。）	1本につき 18円
		前立てまつり	1本につき 6円
		ボタン付け（2個のボタンを付けるものに限る。）	1本につき 10円

婦人服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品目	工程	規格	金額
縫製	ワンピース	丸縫い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	1枚につき 730円
		そで縫い	一枚そでで、かつ、長そでのもの	1枚分につき 88円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
		身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	1枚分につき 85円
	上衣 (ブラウスを除く)	そで作	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	1枚分につき 101円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
		身ごろ裏縫い		1枚分につき 105円
スカート (タイトスカートを除く)	丸縫い		1枚につき 350円	

業務	品目	工程	金額
ま と め	ワンピース	飾りボタン付け	1個につき 5円
		かぎホック付け	1組につき 10円
		スナップ付け	1組につき 10円
		系ループ付け	1か所につき 7円
	上衣 (ブラウスを除く)	そで裏まつり	1枚につき 60円
		身返し千鳥掛け	1枚につき 11円
		飾りボタン付け	1個につき 5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 10円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき 8円
	スカート	飾りボタン付け	1個につき 5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 8円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき 7円
		かぎホック付け	1組につき 10円
スナップ付け		1組につき 10円	
系ループ付け	1か所につき 6円		

陶磁器上絵付業（転写業務1個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日 平成9年3月31日

品目	規格		転写の業務			金額	
	寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数		
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	1枚	3円50銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が5センチメートル以上 8センチメートル未満のもの	円筒形				3円50銭
	小皿	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1 以上2分の1以下	平面	3円50銭	
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上 9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	4円05銭	
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上 19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の 2分の1以上	みこみ	4円20銭	

※給水せん製造業最低工賃は平成26年3月31日限りで廃止となりました。

家内労働者・委託者のみなさまへ

知っておきたい **7** つのポイント

- 1 委託者は、家内労働者に基本委託条件を記した家内労働手帳を交付しましょう。
- 2 委託者は、工賃の全額を1か月以内に支払しましょう。
※家内労働者から製品を受け取ってから、又は、工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- 3 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払しましょう。
※岐阜県では裏面に掲げる3業種（男子既製洋服製造業・婦人服製造業・陶磁器上絵付業）について最低工賃が定められています。
- 4 委託者は、委託状況届を労働基準監督署に提出しましょう。
- 5 委託者は、家内労働者への委託を打ち切るときには早期に予告するよう努めましょう。
- 6 委託者、家内労働者は、仕事による災害を防ぐようにしましょう。
- 7 いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

家内労働についてのお問い合わせは

岐阜労働局労働基準部賃金室 (TEL 058-245-8104)

または最寄りの**労働基準監督署**まで

岐阜労働基準監督署 (058-247-2368)

大垣労働基準監督署 (0584-78-5184)

高山労働基準監督署 (0577-32-1180)

多治見労働基準監督署 (0572-22-6381)

関労働基準監督署 (0575-22-3251)

恵那労働基準監督署 (0573-26-2175)

岐阜八幡労働基準監督署 (0575-65-2101)

最低工賃（陶磁器上絵付業）について

岐阜労働局労働基準部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

陶磁器上絵付業委託者数等の推移

各年4月1日現在 委託状況届集計値

年 度 (西 暦)	陶磁器上絵付業	
	委託者数	家内労働者数
平成6年度 (1994年)	104	1,046
平成8年度 (1996年)	23	709
平成27年度 (2015年)	25	229
平成30年度 (2018年)	24	234
令和3年度 (2021年)	19	120
令和6年度 (2024年)	17	103

陶磁器上絵付の業務内容と最低工賃

最低工賃は品目・品目の寸法・転写紙の面積・転写の位置という基準に対応した金額を設定している

陶磁器上絵付業 (転写業務1個につき、次の表に掲げる金額)

効力発生の日 平成9年3月31日

品目		規格		転写の業務			金額
		寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	1枚	3円50銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が5センチメートル以上 8センチメートル未満のもの	円筒形				3円50銭
	小皿	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1 以上2分の1以下	平面		3円50銭
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上 9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	4円05銭	
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上 19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の 2分の1以上	みこみ	4円20銭	



上絵付 (転写) の流れ

家内労働で行う業務

釉薬をかけて本焼成した器

絵柄のついた転写紙をお湯を張ったボールに入れる

本焼きした器に転写紙の絵柄を貼り付ける

位置を決めたらゴムベラなどで空気・水を抜く

しっかりと乾燥させた後800℃で焼成する

最低工賃決定の仕組み

最低工賃は、

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、
- 一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、
- 審議会の意見を尊重して決定

(家内労働法第8条第1項)

最低工賃の額は、

- 最低工賃を決定しようとする地域内において、
- 同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して
- 物品の一定単位毎に決定

(家内労働法第13条第1項、第2項)

諮問から効力発生までの流れ (概要図)



1. 新設

新たに最低工賃を設立するもの。

2. 改正

諮問した結果、最低工賃改正の答申がなされたもの。

3. 廃止

諮問した結果、最低工賃廃止の答申がなされたもの。

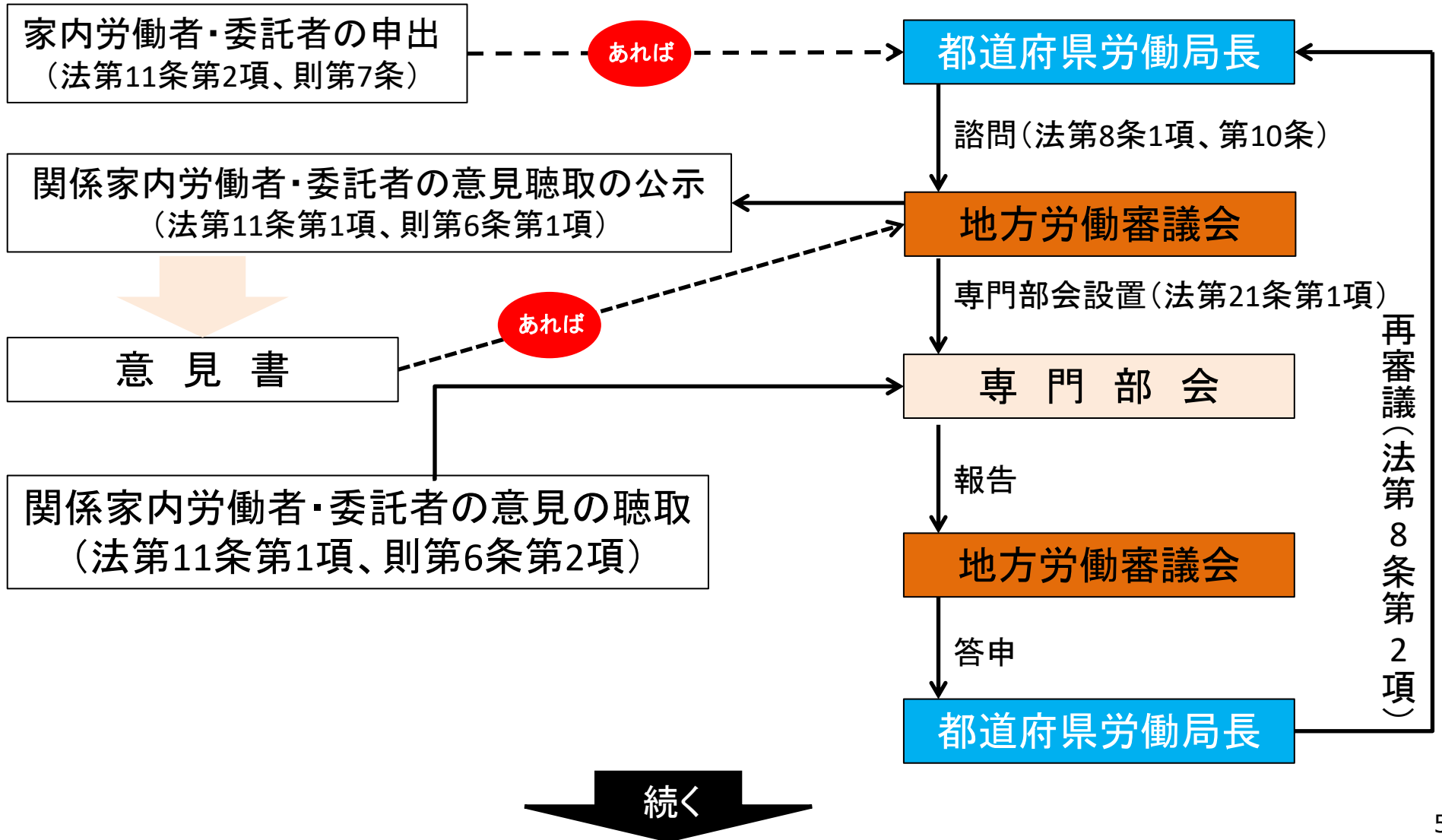
4. 見送り答申

諮問した結果、見送りが妥当との答申がなされたもの。

5. 改正諮問見送り

諮問するに先立って、実態調査等の結果を踏まえ、改正を行える状態ではないものと判断した場合に、各委員に説明し、了解を得た上で、諮問を見送るもの。

最低工賃決定の手順①



最低工賃決定の手順②

